

ガールズ・ホースキャンプ参加規約

第1条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人 国際ブロード・エデュケーション協会（以下「当法人」という。）が主催するガールズ・ホースキャンプ（以下「本プログラム」という。）への参加条件を定めるものです。参加者およびその保護者は、本規約に同意のうえ申し込むものとします。

第2条（本プログラムの性質）

本プログラムは、自然体験、動物との関わり、共同生活等を通じた教育・体験活動として実施されるものです。

1. 当法人は、旅行業法に基づく旅行業（運送・宿泊の手配等）を行うものではありません。
2. 本プログラムに含まれる滞在は、教育活動に付随する共同生活形式によるものであり、旅館業法上の宿泊営業を目的とするものではありません。

第3条（参加契約の成立）

1. 本契約は、保護者が参加申込みを行い、当法人がこれを承諾し、参加費の決済が完了した時点で成立します。
2. 当法人は、参加者の年齢、健康状態、既往歴、共同生活への適応状況その他安全管理上の理由により、参加申込みをお断りする場合があります。

第4条（集合および送迎）

1. 参加者は、熊本空港までの往復交通手段を、保護者の責任と費用において手配するものとします。
2. 当法人は、本プログラム運営上の便宜として、熊本空港と活動場所間の送迎を行う場合があります。
3. 前項の送迎は教育活動に付随する補助的対応であり、運送契約を締結するものではありません。
4. 航空機の遅延、欠航、交通事情その他不可抗力により生じた損害について、当法人は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

第5条（滞在中および共同生活）

1. 本プログラム期間中、参加者は当法人が管理する古民家施設に滞在し、共同生活形式による教育・体験活動に参加します。
2. 食事は、共同生活および教育活動の一環として、参加者とスタッフが共同で準備・調理を行う場合があります。
3. 参加者は、共同生活に必要な生活ルールおよびスタッフの指示に従うものとします。

第 6 条（安全管理および免責事項）

1. 参加者および保護者は、自然環境下での活動（気象変化、地形、河川、水辺活動、火気使用等）および動物（馬）を伴う活動には、転倒、接触事故その他予期せぬ危険が内在することを理解し、これらのリスクを承諾したうえで参加するものとします。
2. 当法人は、参加者の安全確保に努めますが、故意または重大な過失がある場合および法令により免責が認められない場合を除き、本プログラム中に発生した負傷、疾病、盗難、紛失その他一切の損害について責任を負いません。
3. 参加者は、当法人スタッフの指示および別途配布する安全ルールを遵守するものとします。

第 7 条（保護者との連携）

1. 保護者は、未成年者が単独で参加することを理解したうえで、本規約に同意し申し込むものとします。
2. 当法人は、プログラム期間中、参加者の安全管理に努めますが、医療行為を行うものではありません。
3. 怪我、疾病、精神的不調その他当法人が必要と判断した場合、保護者へ連絡のうえ、参加継続を中止することがあります。
4. 緊急時には、当法人の判断により医療機関を受診させる場合があります。
5. 前項に要する医療費、交通費その他実費は、保護者の負担とします。

第 8 条（途中帰宅）

当法人は、参加者の体調、安全面、共同生活への適応状況その他運営上必要と判断した場合、保護者へ連絡のうえ、参加継続を中止し、帰宅をお願いすることがあります。なお、その際の帰路交通費等は保護者負担とします。

第 9 条（キャンセルポリシー）

参加者都合によるキャンセルについては、以下のキャンセル料を申し受けます。

- 開催日の 30 日前まで：事務手数料 3,000 円（または実費相当額）
- 開催日の 21 日前まで：参加費の 30%
- 開催日の 14 日前まで：参加費の 50%
- 開催日の 7 日前まで：参加費の 70%
- 上記以降・無連絡不参加：参加費の 100%

第 10 条（航空機欠航等による参加不能）

参加者が利用予定の航空機の欠航、遅延、その他交通機関の運休その他参加者側の事情により参加が困難となった場合であっても、原則として第 9 条（キャンセルポリシー）を適用します。

ただし、出発地における全便欠航、空港閉鎖、気象庁による特別警報の発令その他客観的に参加不能と認められる事情がある場合には、当法人の判断により、次回開催への振替参加（1回限り）を認めることがあります。なお、振替を認める場合であっても、既に発生している実費相当額についてはご負担いただく場合があります。

第 11 条（不可抗力による中止）

1. 天災、感染症の流行、行政指導、交通機関の停止その他当法人の責に帰さない事由により、本プログラムの開催が困難となった場合、当法人は本プログラムを中止または内容変更することがあります。
2. 前項の場合、受領済み参加費から、既に発生し返金不能な実費相当額を控除した残額を返金します。
3. 控除対象となる費用は、開催準備のため合理的に支出されたものに限ります。

第 12 条（主催者都合による中止）

当法人の都合により本プログラムの開催自体を中止した場合は、受領済み参加費を全額返金します。ただし、航空券代その他参加者が個別に契約した費用については責任を負いません。また、当法人は故意または重大な過失がある場合を除き、それ以上の損害賠償義務を負わないものとします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

当法人は、参加申込みにより取得した個人情報を、本プログラム運営、安全管理、緊急連絡その他本プログラム実施に必要な範囲で利用します。

第 14 条（写真・動画の利用）

当法人は、本プログラム中に撮影した写真および動画を、当法人の活動紹介、広報、SNS、ウェブサイトその他の目的で使用する場合があります。ただし、保護者から事前に掲載不可の申し出があった場合はこの限りではありません。

第 15 条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、本プログラムに関して紛争が生じた場合は、当法人所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は、2026 年 5 月 20 日より適用します。

制定日：2026 年 5 月 20 日